

平成17年 第2回(定例) 壱岐市議会 会議録(第1日)

議事日程(第1号)

平成17年6月10日 午前10時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名	26番 久間 進 27番 小園 寛昭
日程第2	会期の決定	14日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	壱岐公立病院建設調査特別委員長調査報告	特別委員長 報告
日程第5	市庁舎建設調査特別委員長調査報告	特別委員長 報告
日程第6	原の辻遺跡に関する調査特別委員長調査報告	特別委員長 報告
日程第7	行政報告	市長 報告
日程第8	報告第1号 平成16年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	財政課長 説明
日程第9	報告第2号 平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	水道課長 説明
日程第10	報告第3号 平成16年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	水道課長 説明
日程第11	報告第4号 平成16年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	水道課長 説明
日程第12	報告第5号 平成16年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	水産課長 説明
日程第13	報告第6号 平成16年度壱岐市水道事業会計予算の繰越計算書の報告について	郷ノ浦支所長 説明
日程第14	議案第51号 壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第15	議案第52号 壱岐市税条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第16	議案第53号 壱岐市立幼稚園預かり保育の実施に関する条例の制定について	教育次長 説明
日程第17	議案第54号 壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について	消防本部消防長 説明

日程第18	議案第55号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	消防本部消防長	説明
日程第19	議案第56号	平成17年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)	財政課長	説明
日程第20	議案第57号	平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	水道課長	説明
日程第21	議案第58号	平成17年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	水道課長	説明
日程第22	議案第59号	平成17年度壱岐市水道事業会計補正予算(第1号)	郷ノ浦支所長	説明
日程第23	議案第60号	姉妹都市の提携について	総務部長	説明
日程第24	議案第61号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業経済部長	説明
日程第25	議案第62号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業経済部長	説明
日程第26	議案第63号	公有水面埋立について	産業経済部長	説明
日程第27	陳情第2号	パートタイム労働者等の均等待遇実現を求める陳情	写し配布	説明省略
日程第28	陳情第3号	最低賃金の引き上げと制度の抜本改正を求める陳情	写し配布	説明省略
日程第29	要請第1号	地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出の要請	写し配布	説明省略
日程第30	要請第2号	地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出の要請	写し配布	説明省略
日程第31	要請第3号	「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」採択の要請	写し配布	説明省略

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員(55名)

2番 町田 光浩君	3番 小金丸益明君
4番 深見 義輝君	5番 坂本 拓史君
6番 今西 徹也君	7番 平尾 典子君
9番 今西 菊乃君	10番 市山 和幸君
12番 長島 清和君	13番 山下 澄夫君
14番 豊坂 敏文君	15番 富田 邦博君
16番 山下 正業君	17番 立石 和生君

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 18番 | 坂口健好志君 | 19番 | 中村出征雄君 |
| 20番 | 橋本 早苗君 | 21番 | 立川 省司君 |
| 22番 | 鵜瀬 和博君 | 23番 | 中田 恭一君 |
| 25番 | 馬場 忠裕君 | 26番 | 久間 進君 |
| 27番 | 小園 寛昭君 | 28番 | 眞弓 倉夫君 |
| 29番 | 大久保洪昭君 | 30番 | 山内 道夫君 |
| 31番 | 江川 漣君 | 32番 | 西村 勝人君 |
| 33番 | 大浦 利貞君 | 34番 | 榊原 伸君 |
| 35番 | 長岡 末大君 | 36番 | 酒井 昇君 |
| 37番 | 久間 初子君 | 38番 | 浦瀬 繁博君 |
| 39番 | 末永 浩君 | 40番 | 倉元 強弘君 |
| 41番 | 横山 重光君 | 43番 | 平畑 光君 |
| 44番 | 吉田 寛君 | 46番 | 佐野 寛和君 |
| 48番 | 永田 實君 | 49番 | 森山 是蔵君 |
| 50番 | 山川 峯男君 | 51番 | 近藤 団一君 |
| 52番 | 牧永 護君 | 53番 | 品川 洋毅君 |
| 54番 | 長山 茂彌君 | 55番 | 川谷 力雄君 |
| 56番 | 赤木 英機君 | 57番 | 中村 瞳君 |
| 58番 | 入江 忠幸君 | 59番 | 立石 一郎君 |
| 60番 | 原田 武士君 | 61番 | 深見 忠生君 |
| 62番 | 瀬戸口和幸君 | | |

欠席議員（なし）

欠 員（7名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	川富兵右エ門君	事務局課長	山川 英敏君
事務局係長	瀬口 卓也君	事務局書記	松永 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長 長田 徹君 助役 澤木 満義君

収入役	布川 昌敏君	教育長	須藤 正人君
総務部長	松本 陽治君	市民生活部長	園田 省三君
産業経済部長	喜多 丈美君	建設部長	立石 勝治君
消防本部消防長	山川 明君	郷ノ浦支所長	鳥巢 修君
勝本支所長	米本 実君	芦辺支所長	久田 昭生君
石田支所長	瀬戸口幸孝君		
教育次長兼教育総務課長			吉富 一敬君
総務課長兼合併プロジェクト室長			堤 賢治君
企画課長	山本 善勝君	情報管理課長	大浦 栄治君
財政課長	久田 賢一君	税務課長	浦 哲郎君
市民福祉課長	川畑 文隆君	保護課長	高下 莞司君
健康保健課長	小山田省三君	環境衛生課長	桝崎 精司君
農林課長	白石 廣信君	水産課長	後藤 満雄君
観光商工課長	西村 善明君	土木課長	長山 栄君
建築課長	酒村 泰治君	水道課長	松本 徳博君
会計課長	浦川 信久君	病院管理課長	上川 孝一君
市民病院事務長	牟田 数徳君		
かたばる病院事務長代行			前田 正博君
農業委員会事務局長 ...	市山 保信君		
選挙管理委員会書記長兼監査委員事務局長			前田 清信君
学校教育課長	長岡 信一君	生涯学習課長	目良 強君
文化財課長	山内 義夫君		

午前10時00分開会

議長（瀬戸口和幸君） ただいまの出席議員は54名であり定足数に達しております。

ただいまから平成17年第2回壱岐市議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

・ ・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（瀬戸口和幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、26番、久間進議員及び

27番、小園寛昭議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（瀬戸口和幸君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期につきましては、去る6月1日に議会運営委員会が開催され協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。立石議会運営委員長。

議会運営委員長（立石 一郎君） 皆さんおはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

平成17年第2回沓崎市議会定例会の議事運営について協議のため、去る6月1日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告をいたします。

会期日程案につきましては、各議員のお手元に配付いたしておりますが、本日から6月23日までの14日間といたしております。本定例会に提案されます議案等は、報告6件、条例制定1件、条例改正4件、17年度補正予算4件、その他4件、また、陳情4件、要請4件が提出されておりますが、お手元に配付のとおりであります。

なお、陳情等につきましては、当委員会で協議の上、委員会付託とすべきもの、文書配付扱いとすべきものに分類させていただきましたので御了承願います。

本日は、会期の決定、議長の報告、特別委員会調査報告、市長の行政報告の後、本日送付された議案の上程、説明を行います。

6月11日から14日まで休会といたしておりますが、一般質問並びに質疑についての通告をされる方は、6月13日、月曜、正午までに提出をお願いします。

6月15日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、各議案等を所管の委員会へ審査付託を行い、その後、議員発議による一支國博物館建設計画に関する決議案が提出される予定でありますので、本案については委員会付託を省略し、全員審査をお願いする予定であります。

なお、上程議案のうち一般会計補正予算につきましては、予算特別委員会を設置して審査すべきということを確認いたしましたのでよろしくお願いをいたします。

6月16日から6月20日までの間、18日、19日を除き、実質3日間で一般質問を行います。一般質問については、質問の順序は、受付順のくじにより番号の若い順とし、方法についても前回同様30分の制限とし、一括質問、一括答弁方式とします。

なお、同一趣旨の質問については、質問者間でぜひ調整をお願いいたします。

また、通告書については、市長の適切な答弁を求める意味からも、質問の趣旨を明快に記載されますようお願いをいたします。

一般質問が予定の日程より早く終了した場合は、残りの日程は休会とします。

6月21日から22日の2日間を委員会開催日といたしております。

6月23日、本会議を開催、委員長報告を受けた後、議案等の審議採決を行い、全日程を終了したいと思います。

なお、本定例会期中に、人事案件2件が追加議案として提出される予定であります。委員会付託を省略し、全員審査を予定いたしております。

以上が第2回定例会の会期日程案でございます。本市議会の円滑な運営ができますようお願いを申し上げ御報告といたします。平成17年6月10日、壱岐市議会運営委員長立石一郎。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月23日までの14日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月23日までの14日間と決定いたしました。

日程第3．諸般の報告

議長（瀬戸口和幸君） 日程第3、諸般の報告を行います。

第2回壱岐市議会定例会に提出され、受理した議案等は19件、陳情4件、要請4件であります。

次に、監査委員より、住民監査請求の監査結果及び例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。4月11日、長崎市において、平成17年度長崎県市議会議長会定期総会が開催され、平成16年度事務報告、平成16年度決算報告を承認、役員改選で壱岐市は、全国市議会議長会の評議員に就任することになりました。また、17年度予算並びに各市提出議案16件が可決、承認されました。

次に、4月21日、鹿児島市において、第81回九州市議会議長会定期総会が開催され、平成16年度事務並びに決算報告、役員改選で、会長に鹿児島市上門議長を選出、平成17年度予算並びに各県提出の20議案が可決、承認されました。

次に、4月26日、長崎市において、公務災害補償等認定委員会が開催され、対馬市議会議員の負傷の件について審議がなされ、不認定と決定されました。

次に、5月12日、東京都において、全国自治体病院経営都市議会協議会第33回定期総会が開催され、平成16年度決算、平成17年度事業計画並びに17年度予算が承認、可決、また総会決議が提案され、採択されました。

次に、5月25日、東京都において、全国市議会議長会第81回定期総会が開催され、会長選任で神奈川県藤沢市の国松議長を選出、会議で一般事務報告、各委員会報告並びに各地区より提出の22議案、会長提出の3案が可決、承認され、関係省庁、国会議員に陳情、要請を行うことが決定されました。

次に、5月26日、東京都において、全国民間空港所在都市議会協議会第67回総会が開催され、事務報告の後、運輸省航空局より予算概要が説明され、その後17年度予算、事業計画を承認可決、役員改選がなされ、会長に大阪府伊丹市平坂議長が再選されました。

次に、6月7日、長崎市において、県内3市5町で構成する長崎県離島振興市町村議会議長会の臨時総会が開催され、役員改選の結果、会長に西海市の佐々木議長、副会長に小値賀町の近藤議長が選出されました。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては事務局に保管しておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

次に、本定例会において、議案等説明のため、長田市長を初め、関係部課長に説明員として出席を要請しておりますので御了承願います。

以上で私からの報告を終わります。

日程第4．沓岐公立病院建設調査特別委員長調査報告

議長（瀬戸口和幸君） 日程第4、沓岐公立病院建設調査特別委員長報告を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。原田委員長。

沓岐公立病院建設調査特別委員長（原田 武士君） 沓岐公立病院建設調査特別委員会の最終報告をいたします。

議員皆様方のお手元に既に配付をしております資料に基づき、要約して報告をさせていただきます。

昨年の3月31日に第1回の調査特別委員会を開催して、先月30日で14回にわたる特別委員会を開催いたしました。御承知のように、入札が行われましてから、地盤軟弱のために、くい打ちの約630万円の補正追加をお願いしたことは御承知のとおりであります。

当初は、落札されました3業者、外構を含めると4業者であります。くい打ちのおくれから約40日ぐらいの当初からの工期日程変更をやむなくされるような出発でありましたが、御承知のように、その間にわずかではあります。本年2月工期でありましたが3月いっぱい竣工、落成をいたしました。その間、特別委員会におきましては、都度、現場の調査を行い、かつ各業者に対する工期日程の短縮を常に要請をまいりました。御承知のように、本年5月1日開院式を迎え、実質診療は5月6日から始まっているのは御承知のとおりであります。工事過程の中

で、特に医師の交代による建設途上での設計一部変更の申し入れ等がありまして、山下設計事務所を初め、関係業者には非常に迷惑をおかけいたしました。業者の誠意ある対応でスムーズにことが進んだことを非常に喜ばしく思うものであります。

全体予算42億4,800万円に上るすべての工費の中で、施設だけはまことに立派な施設が誕生をいたしました。これもひとえに設計業者を初め、施工業者の誠意のあらわれであると、私たちは高く評価をいたしております。

ただ、残された問題は、交通アクセスの問題が未解決であります。暫定的に吉岐交通に申し入れをして、郷ノ浦の三島地区の住民及び郷ノ浦の住民に対する配慮は、臨時運行バスを定期的に通わせることで、病院内に停留所も設け、この方面の患者の利用は現在スムーズに運送されておりますが、あとは石田、勝本、沼津方面、こういった方々の対応をどう解決していくかということが課題でありますし、その点は事務長を初め執行部にも、今後の対応を早目にとっていただくように要請をいたしております。

特別委員会ができて、先ほど申しましたように14回会議を重ねて、委員の出務弁償等の経費も50数万円要しておりますが、しかしながら、病院事務当局、担当課の努力、そしてまた、特別委員会の月に1回程度の現地調査、各業者とのコミュニケーション等を含めまして、先ほど述べましたが、医師の変更による設計変更等で金銭的にもかなりの負担を業者に与えております。

しかしながら、最終的には、約700万円に及ぶ当然設計変更を本議会に提案しなければならなかった分について、設計費を初め業者の協力で、補正提案することなく終わったことは、非常に市にとっては喜ばしいことであったと思います。特別委員会をつくった意義もあったのではないかとこのように私は考えております。

皆さんのお手元にある資料の6枚目に、調査結果のまとめとして書いてありますが、今後の課題として言えることは、先ほど申し上げました交通アクセスの問題と、経営に対する常任委員会のさらなる研さん、検討が必要であろうと思います。

平成14年、正確には13年からであります。病院の経営も軌道に乗り、約3年間で2億2,000万円ぐらいの黒字を残しておりますし、累積赤字もそれだけ圧縮されたというふうに考えておりますが、今後は新しく病院を建てたことによる起債の返還等も二、三年先には迫ってまいります。起債の総額が34億5,000万円程度であったろうというふうに思いますが、今後は、市長もしばしば本議会で外科医師の招聘について苦勞をされ、開院時にやっと島内の外科医師を招聘する段取りになり、現在続けられているわけですが、今後の課題としては、早く外科医の最小限1名はぜひ見つけていただいて、手術等に対する対応が市民病院で行われるようお願いをするということで、そのことは理事者にも申し上げております。

概略でございましたが、ここ1年3カ月にわたる特別委員会の皆さんの御協力と事務方の懇切

なる協力によりまして、無事終了したことをお礼を申し上げます。

これで、苓岐公立病院建設調査特別委員会の報告を終わります。

日程第5．市庁舎建設調査特別委員長調査報告

議長（瀬戸口和幸君） 次に、日程第5、市庁舎建設調査特別委員長報告を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。小園委員長。

市庁舎建設調査特別委員長（小園 寛昭君） 市庁舎建設調査特別委員会の調査報告をいたします。

本委員会に付託された調査事件については、調査の結果、別紙のとおり会議規則の規定により報告いたします。

1、調査事件、苓岐市庁舎の早期建設促進に関する調査、2、調査の経過、（1）第1回委員会、平成17年1月21日開催。内容は省略をさせていただきます。

（2）第2回委員会、平成17年2月4日開催。この日には現地踏査を実施をいたしております。勝本町立石東触、通称亀石地区でございます。総面積約4万8,000平方メートルであり、そのうち双六古墳域が約1万4,000平方メートルであります。敷地の有効面積は約3万4,000平方メートルが見込まれております。また、人羅古墳と西日本最大級の双六古墳と隣接しておりまして、国指定文化財の申請中であり、影響に注意を払う必要があるということでございます。

長田市長の説明を聴取いたしております。内容は省略いたします。

次のページでございますが、第3回委員会、平成17年3月29日開催、須藤教育長並びに久田財政課長の説明を聴取いたしております。内容は省略いたします。

なお、職員のアンケート調査を実施をいたしております。これは別紙に結果を載せておりますけれども、全職員を対象に 病院医師を除く全職員を対象に641件配付し617件の回収、回収率96.25%、御協力をいただいた職員の皆さんには御礼を申し上げたいと思います。

結果につきましては、庁舎建設について、「建設すべきと思う」が298、「建設すべきでないと思う」が309、無回答が10でございました。「建設すべき」が下の表に書いておりますように49%、「建設すべきでない」が51%でございます。場所につきましては、「亀石地区」が43%、「その他」、「わからない」が合わせまして57%でございます。

戻っていただきまして、第4回委員会、平成17年5月19日に開催をいたしまして委員会報告のまとめを行っております。

3、調査の結果、4回にわたり調査を実施し、市庁舎の必要性は委員等しく認識するものの、山積する行政需用に伴う苓岐市の財政状況や、予定敷地内に位置する双六古墳の保存整備の方向

性、また、職員の意向調査結果をかんがみ、委員会として早期建設を結論づけるには困難な点がある。委員会における早期建設に対する意見は賛否両論あるものの、調査の必要性は市長がみずから最重要課題として位置づけられており、十分な検討期間を経て、いずれ適切な時期に議会に提案されることは確実である。

以上、報告を終わります。

日程第6．原の辻遺跡に関する調査特別委員長調査報告

議長（瀬戸口和幸君） 次に、日程第6、原の辻遺跡に関する調査特別委員長報告を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。橋本委員長。

原の辻遺跡に関する調査特別委員長（橋本 早苗君） 原の辻遺跡に関する調査特別委員会の報告をいたします。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第103条の規定により御報告申し上げます。

1、調査事件、2、調査の経過につきましては記載のとおりであり、3月議会での報告のとおりでございますので、ここでは省略させていただきます。

本日は、3、調査の結果について御報告をいたします。

原の辻遺跡について、保存計画が具体化したのは、平成7年の原の辻遺跡保存等協議会が設置されてからであります。以来、国史跡としての指定、国指定特別史跡の指定、原の辻遺跡保存整備委員会の設置、埋蔵文化財センター設置の陳情に対する建設決定を受け、原の辻遺跡埋蔵文化財センター等整備基本構想を踏まえ、原の辻遺跡展示館等整備基本構想の提言がなされました。

このような中、弥生時代から近世にかけて、歴史ロマンが満ちあふれる歴史的展示やインフォメーション的展示を行う総合的な施設として、一支國博物館の整備計画が持ち上がったのであります。壱岐市建設計画においても、古代ロマンの宝庫、歴史と文化の島づくり構想において、原の辻遺跡の復原整備を推進し、体験型の教育や観光の拠点施設として活用するとしております。

壱岐市議会においては、計画全体の監視の必要性から本委員会が設置され、調査を進めてまいりましたが、厳しい財政状況の中で検討事項が山積をいたしております。特に一支國博物館については、財源、事業費、維持管理費等確たる試算ができていない現状でございます。

市民説明会やパブリックコメントでは、歴史遺産の重要性、観光資源としての活用の点で重要視する意見もありますが、財源をつぶさに分析する限り、壱岐市としては余りにも大事業で、財政的に重い負担となることから、規模、内容、財源の精査が必要であるとしております。また、財源について、合併特例債を充当するにしても、その償還額が多額となることが予想されること

から、真に市民が必要とする事業への圧迫とならないよう、国、県よりの財政支援を求めるなど綿密なる財政計画を樹立され、慎重なる対応の要望をするものでございます。

以上です。

日程第7．行政報告

議長（瀬戸口和幸君） 日程第7、長田市長から行政報告の申し出がありました。これを許します。長田市長。

市長（長田 徹君） 行政報告をいたします。

本日ここに、平成17年度第2回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様方には御健勝にて御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、去る3月20日、午前10時53分に発生しました福岡県西方沖地震は、壱岐でも震度5強という、これまで経験したことのない激しい揺れに見舞われました。壱岐では実に300年ぶりということで、市内でも住宅の一部や港湾、漁港施設、あるいは漁協関係施設などに被害を受けました。それから1カ月が経過し落ちついたかと思われましたが、4月20日、当町には余震と見られる震度4の強い揺れが再び発生をし、いつ起こるかわからない地震の恐ろしさを知らされたところであります。

なお、金子県知事も、4月19日から20日にかけて来島され、余震に遭遇される中、港湾の被災施設等を視察されました。

また、今回の地震によります被害状況は、負傷者2名、住家の全焼1棟、一部破損12棟、文教施設の一部破損5カ所、港湾漁港の物揚げ場、岸壁の亀裂、沈下など16カ所、水産施設被害4カ所で、被害額合計1億9,700万円となっております。

次に、市議会臨時会の折にも申し上げましたが、去る5月1日、壱岐市民病院が開院し、5月6日から外来診療を開始しております。完全な診療体制になるには、いましばらく時間を要するかと思いますが、全職員が連携して病院経営に取り組み、よりよき医療サービスの向上に努めてまいりますので、なお一層の御指導、御協力をお願い申し上げます。

それでは、前定例会以降、今日までの市政の重要事項につきまして御報告申し上げ、議員皆様方の御理解と御協力をいただきたいと存じます。

組織機構の見直しについて。市の行政事務につきましては、新市発足時に合併協定項目に基づいて組織化しておりましたが、事務を進める中で、本町と支所の事務が二重構造を生み、許認可事務を初め、多くの事務処理に時間を要していると思っております。

また、行政改革推進委員会からも、行政にも経営の視点を持つことが肝要であり、スピード、顧客志向、コスト意識、競争原理の導入が必要であるとの提言を受けております。そのため住民

サービスを一時的に、市民生活に最も関連が深い部署を支所に配し、集約した方が効率化とスピードアップが図れる事務につきましては、本町組織に配するとの方針により、市行政組織条例のもとで規則の改正を行い、7月1日からの施行することとしております。

補助金等の見直しについて。行財政改革の一環といたしまして、補助金等の見直しを図るため、去る4月20日、壱岐市補助金等検討委員会を立ち上げました。市が交付しております補助金等の現状を申しますと、平成17年度当初予算における補助金等の総額は18億円を超え、一般会計予算の8.9%を占めております。財政の健全化を目指しております本市におきましては、この補助金等の見直しが喫緊の課題であると考え、昨年10月の行政改革推進委員会中間答申を受けまして、本市の補助金等の見直しを行うために設置したものであります。

委員会はこれまで3回の委員会を開催しており、補助金等見直し方針や見直し基準の協議を行いまして、現在個別の審査判定作業を行っていただいているところでございます。委員会には今年の10月をめどに、補助金等の見直しだけでなく、今後の本市における補助金等のあり方についての指針や効果の測定等について御提言をいただくようお願いしており、来年度予算から反映することができるようにしております。

姉妹都市の提携について。俳人松尾芭蕉の高弟、河合曾良翁の生誕の地と終焉の地という縁を通じて、平成6年5月、長野県諏訪市と旧勝本町が友好都市の締結をされ、友好と親善を深めてこられたことは議員皆様御承知のとおりであります。壱岐市といたしましても、これまで築いてこられました友好関係を継承し、さらに交流を深めてまいりたいと存じます。

去る3月30日、瀬戸口議長と諏訪市を訪れ、姉妹都市提携の申し入れを行いましたところ快諾をいただいたところであります。諏訪市におかれましても6月議会に提案の運びとなっております。

諏訪市と壱岐市が姉妹都市として提携することによって、両市が友好親善のきずなをますます強固なものとして、物産交流、人的交流が活発となり、お互いの郷土がさらに発展していくよう努力してまいりたいと存じます。

平成17年度地方税法等改正について。平成17年度の税政改定は、現下の経済財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税政の構築に向けた改革の一環として、地方税法等の一部が改定されました。地方税法等の主な改定内容は、個人住民税所得割額の定率減税の見直しで、現行の定率減税を2分の1に縮減するというもので、平成18年6月徴集分から実施することになります。

2つ目に、人的非課税の範囲の見直しで、65歳以上の方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置を、平成18年度分の個人住民税から段階的に廃止。

3つ目に、肉用牛の売却による事業所得にかかわる所得税の課税の特例期間を、平成21年度

まで延長するというもので、関係議案を提出しておりますのでよろしくお願いをいたします。

市税等の収入状況について。平成16年度市税の収入状況は、現年度分調停額21億7,196万円に対し、収入額21億4,401万円で、徴収率98.71%、(前年度98.35%)、滞納繰越分調停額2億338万円に対し、収入額1,642万円で、徴収率8.08%、(前年度9.47%)でありました。

国民健康保険税は、現年度分調定額11億4,764万円に対し、収入額11億851万円で、徴収率96.59%、(前年度96.04%)、滞納繰越分調停額2億4,427万円に対し、収入額2,192万円で徴収率8.97%、(前年度12.01%)の決算見込みであります。

現年度分の徴収率は昨年度を上回まわることができましたが、滞納繰越分は下回る結果となりました。今後未収金については、組織の強化を図りながら鋭意努力をまいります。

株式会社壱岐カントリークラブの民事再生法の適用申請について。株式会社壱岐カントリークラブは、壱岐郡旧4町の民間の共同出資で、第三セクターにより、昭和60年10月に9ホールで壱岐島初めてのゴルフ場としてオープンをし、壱岐の観光振興、雇用の確保等に貢献してまいりました。しかしながら、バブル崩壊後低迷の続く国内経済は、壱岐の島へも波及し、この不況の嵐の中で利用者が年々減少した結果、経営が悪化し債務超過となりました。同社では健全経営に向けて再建計画の検討がなされ、平成17年4月27日、福岡地裁に再生手続開始申し立てを行い、債権者説明会が5月10日福岡市にて、同月12日に壱岐市にて開催されました。今後、諸手続が終了すると、早ければ年内にも、民事再生法の適用認可が決定される予定と伺っております。

なお、平成16年3月に、旧4町が合併して壱岐市となったことにより、市の資本金出資比率は約36.7%となっております。壱岐島の観光振興、地場製品の消費拡大、住民の雇用等により、地域経済振興を図るためにもゴルフ場が再建され、壱岐の活性化につながっていくことを願うものであります。

壱岐市といたしましては、今後の会社の再建状況を注意深く見極め、慎重に対応する必要があると考えますが、議会とも十分協議してまいりたいと存じます。

高齢者75歳以上の路線バス無料化について。75歳以上の高齢者の方の市内路線バスの利用無料化につきましては、壱岐交通株式会社と協議を行い、去る5月15日から実施いたしております。6月6日までに登録された高齢者の方は1,614人で、全体4,853人の33.2%となっております。

なお、5月末日までの乗車実績は、17日間で3,455人、1日平均203人の方が利用されており、予想以上の利用者数となっておりますが、壱岐交通ではバスの乗り降りや車内での安全を最優先に対応していただいております。

市といたしましては、多いに利用していただくことによって、高齢者の健康増進、予防医療につながるものと期待をしております。

平成17年国勢調査について。本年は国勢調査の年であり、本年10月1日現在で全国一斉に調査が行われます。国勢調査は大規模な統計調査で、大正9年から5年ごとに行われており、今回で18回目を迎えます。調査結果は我が国の人口、世帯の実態を明らかにし、少子高齢化社会での取り組みや、国や地方公共団体が行う諸施策や、行政の基礎資料として生かされることとなります。指導員、調査員の御協力を得て、人口などの調査漏れがないように実施してまいります。

地籍調査について。平成17年度の地籍調査地域は、郷ノ浦町では片原第四、片原第五、永田第一、芦辺町では瀬戸浦第一、瀬戸浦第二を行うことにしており、事業量1.04平方キロメートル、事業費4,368万円、補助額3,276万円となっております。

なお、平成16年度までの進捗率は壱岐市全体で90%、郷ノ浦町90%、勝本町92%、芦辺町86%、石田町100%であり、調査終了は平成25年度、事業終了は平成27年度を予定いたしております。

ペイオフ対策基本方針について。去る4月1日からペイオフ全面解禁となりました。我が国は巨額の公的資金の注入もあって、不良債権処理が進み、金融システムが安定を取り戻し、平時に転換したと言われております。壱岐市としては自己責任と自己選択の原則にのっとるとともに、さきに設置したプロジェクトチーム、公金管理対策会議を踏まえ、1、壱岐市公金管理基本方針、2、壱岐市公金管理及び運用基準、3、壱岐市債権運用指針、4、壱岐市公金管理マニュアルを策定しました。その基本理念は、安全性を最優先に掲げると同時に、確実性を常に追求し高めるといたしております。具体的には、決済用預金の導入を初め、預金への債権債務相殺方式の採用及び預金分散化などを行い、公金の保護、保全に万全を期するとともに、刻々と変わる国内外の経済や金融情勢に対するリスク管理を適時適切に実施してまいります。

国民健康保険高額療養費委任払いの実施について。高額療養費は医療費の高度化傾向に対応し、被保険者の一部負担金の軽減を図ることを目的として実施されております。壱岐市ではこれまで世帯主が、一たん一部負担金の全額を医療機関に支払った後に、申請に基づき払い戻しを受ける償還払い制度を実施してきました。

しかしながら、病状によっては医療費が高額で支払いが困難であることの相談や高額療養費委任払い制度の問い合わせが多くなっております。委任払い制度とは、一部負担金が高額で、貸付制度を利用してはなお負担が大きい場合など、貸付制度ではなく、本人が高額医療費分の支払いを医療機関に委任をし、保険者に請求、保険者から医療機関に支払うというものであります。

県内の実施状況を調査しましたところ、長崎市、佐世保市など都市部の保険者が早くからこの

委任払い制度の取り組みを行っております。

このような経過を踏まえて、苓崎市においても高額療養費委任払い制度を7月1日から施行し、6月診療分から適用してまいります。

なお、給付を受ける要件として、低所得者及びその他市長が必要と認めるもので、かつ国民健康保険税の滞納がないこと、病院などの同意が得られていることなどとしたしております。また、医療費貸付制度は今までどおり続けていくことにしております。

定期の予防接種における日本脳炎ワクチンの接種について。日本脳炎につきましては、予防接種法に基づき定期の予防接種を行ってきたところでありますが、5月26日付で厚生労働大臣は、現行の日本脳炎のワクチンの使用と重症のA D E Mとの因果関係を認定いたしました。このことにより、5月30日付で厚生労働省から、都道府県へ「定期の予防接種における日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨の差し控えについて」の緊急勧告が出されたところであります。

苓崎市においては、苓岐保健所からの通知を受け、直ちにこの勧告に沿って、既に日程が決まっていた予防接種の中止を決め、教育委員会を初め各保護者、苓岐医師会及び関係機関に周知したところでございます。

今後の日本脳炎の予防接種については、ワクチンの安全性が確保されるまで、児童生徒の接種については一般の方々の接種場所で、保護者の同意を得た希望者のみ実施してまいりますので、関係各位の御理解、御協力をお願い申し上げます。

農林課関係について。畜産につきましては、子牛販売価格が高値安定基調で推移しており、この4月市では市場開設以来の最高値を更新し、加えて平均価格が1頭当たり50万円を超えました。6月市では4月に比べますと平均価格で3万円程度下がりましたが、農家所得の向上とともに生産意欲も高まっているところでございます。繁殖牛7,000頭の目標達成も目前に迫っており、目標の上方修正も視野に入れているところであります。

このように肉用牛を中心に農業生産は着実な伸びを見せ、施設園芸においてもイチゴ、メロン、アスパラガスに続き、花卉部会が販売額1億円を突破するなど、農家の生産意欲の高揚と懸命な管理努力、そして、農協を初め関係機関の営農指導、国、県、市の農業政策支援が効果的に働き、農業に活気がよみがえってきたと確信をしているところであります。

今年3月、今後10年の施策展開を示す新たな食料・農業・農村基本計画が策定をされ、その中で具体的な施策の展開方向として、1、担い手の明確化と支援の集中化・重点化、2、経営安定対策の確立、3、環境保全に対する支援の導入、4、農地、農業用水などの資源の保全管理施策の構築などの新たな政策の方向性が示されました。

今後、農家や関係団体等の理解を得ながら、新たな基本計画に基づいて、元気な地域農業を実現するために最大限の努力をしてまいります。

水産課関係について。福岡県西方沖地震により、市管理漁港の八幡浦漁港を初め、東海岸の施設に被害を受け、その対策を検討中ではありますが、被害の大きいものにつきましては公共土木災害で対応を検討しており、今定例会におきまして一部予算の補正をお願いいたしております。工事の実施に関しましては、単独分も含めまして9月補正予算で対応を予定いたしております。

芦辺港ターミナルビル新築工事につきましては、3月定例会で御承認をいただき、繰り越しにより工事に着手しておりまして、現在ビル本体工の基礎くい施工を実施いたしております。引き続きボーディングブリッジの設計施工を進めてまいります。

勝本浦地区美しいまちづくりについて。勝本浦地区美しいまちづくり事業については、6月19日にワークショップを開催し、勝本浦地域に限らず多くの方々から御意見をいただき、10月をめどとして基本計画を策定、並行して年内を目標に整備方針を策定いたしまして、みずからも住んでみたいと思うまちづくり、町並みが観光資源となり、地場産業が発展するまちづくりを進めてまいります。

修学旅行に係る食中毒の発生と対策について。5月18日から20日までの修学旅行で来島した、奈良県の中学校の生徒102名の中で、33名が下痢等の症状を訴え、うち16名が病院で診療を受け、そのうち5名よりカンピロバクター菌が検出されました。

市といたしましては、5月26日、マスコミにより報道されたその日と原因が確定をされた翌日に、先方の教育委員会と学校を訪れ、状況の説明とおわびを申し上げたところでございます。

また、今後の壱岐市としての対応と指導について協議、検討を行い、5月31日には壱岐観光協会総会において、報告と再発防止について協議がされたところであります。

観光宣伝と物産展の開催について。5月19日から23日、長崎市・夢彩都において、壱岐いき名産品協会を中心に、平成17年度最初の観光物産展を開催いたしました。焼酎、かすまき、海産物、農産加工品等を求めて、期間中3万人を超える人出でにぎわい好調な売れ行きでした。これは、昨今の安全で安心を求める消費者心理が大きく働いたものと思われまます。

今後も6月8日から13日まで、長崎市の大丸デパート、さらに福岡市、関西等の計画もあり、観光と物産、一体となって積極的に取り組んでまいります。

壱岐サイクルフェスティバルの開催について。第17回壱岐サイクルフェスティバルは、去る6月5日、遠くは埼玉県から、また70歳の最高齢者の方まで、全国各地から496人の選手が好天の壱州路を駆け抜けました。

しかしながら、残念なことに、50キロ一般の部において、参加者がカーブを曲がり切れずに転倒、意識不明の重体となる事故が発生いたしました。

大会事務局では直ちに市民病院に搬送、その後、急患輸送のヘリコプターで大村の国立医療センターに搬送され、加療中でありましたが、昨日6月9日午後、懸命な治療のかいもなく亡くな

られました。大変お気の毒なことであり、心から御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

土木課事業について。平成16年度繰り越し工事につきましては、それぞれ早期に完成すべく鋭意努力いたしております。

幹線道路整備の補助事業3路線につきましては、申請手続きが終わり、起債事業10路線とあわせて工事着手の準備を進めております。単独予算による道路整備につきましては、用地買収済み路線や継続工事路線23路線の整備を進めるため、所要の予算を計上いたしております。

河川整備につきましては、準用河川町谷川において、平成16年度環境に配慮した工法検討を行い、災害に強い河川整備を目指しながら、生態系に配慮した多孔質な護岸整備としてアンカー式空石積み工法等を取り入れ、10月ごろの工事着手で進めてまいります。

都市計画事業につきましては、申請手続きが終わりしましたので、工事着手の準備を進めております。

現在取り組んでおりますまちづくり交付金事業につきましては、本年度が5カ年の最終年度となり、現在整備中の街路事業新郷ノ浦港線との関連事業の未着手事業もありますので、吉岐高校周辺の道路整備等を含めた整備計画を作成し、引き続きまちづくりを整備してまいります。

簡易水道事業について。飲料水の安定供給を目的とした、郷ノ浦支所管内におきます三島海底送水管布設工事につきましては、明許繰り越しとしておりましたが、天候にも恵まれ、予定どおりの進捗状況でございます。

来年度予定しております、沼津、柳田地区、勝本浦地区、八幡、諸吉地区3カ所の施設整備につきましては、測量設計業務を発注し、早期の起工を目指し作業中でございます。

また、採石場跡地の件につきましても、湧水量、面積測量など現地調査を実施中であり、調査期間につきましては約3カ月を予定しているところでございます。

なお、最近は晴天が続く、市内貯水施設の貯水量など懸念しておりますが、現在のところ貯水池も安定しておりますので、今後の状況に応じて節水等をお願いしていきたいと考えております。

下水道事業について。下水道事業につきましては、中央水処理施設の内部の電器機械設備を順次設置、取り付け中であり、予定どおり進捗いたしております。

下水道管渠工事につきましては、現在吉岐海運事務所付近の工事をしており、地域住民の方々の御理解と御協力によりまして予定どおり進捗いたしております。

また、本年度工事として、吉岐海運事務所から益川薬局の間の街部の配管工事を予定しており、交通規制等実施いたしますので、地域住民の方には何かと御不便、御迷惑をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

漁業集落排水整備事業について。漁業集落排水整備事業につきましては、工法変更により明許繰り越しとしておりました。処理施設進入路の整備に伴う排水路の整備等を実施しているところ

るであります。

なお、排水管布設工事につきましても予定どおりの進捗状況でございます。

本年度は、川添石油店付近までの排水管布設工事を計画しておりますので、地域の皆様には大変御迷惑をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

学校教育課関係について。まず、学校の安全管理については、基本的には「地域に開いて守る」という考え方のもと、学校現場では危機管理マニュアルを作成し、児童・生徒に対し、不審者侵入に対する訓練を行い、また教師に対する安全対策も行っております。

次に、市議会でも質問がありましたスクールミーティングについては、文部科学省から勝本町出身の吉野弘一視学官を迎えて、盈科小学校と鯨伏中学校で実施をし、その後、市内各单位PTAの役員を対象に、講演及び話し合いを持ちました。スクールミーティングは全国各地で行われておりますが、吉岐会場でも多くの質問や要望が出され、有意義な会となりました。

次に、教科書採択につきましては、今年度は中学校の教科書採択の年となっており、既に採択の作業に入っております。特に社会科の教科書について、国内だけではなく外国からも注目されているところであり、採択後、情報の開示が求められても、十分対応できるよう、厳正で公正な採択業務に取り組んでまいります。

市議会で請願が採択された養護学校分教室の設置につきましては、県に要望書の提出や働きかけなどを行った結果、県教委から担当指導主事が来島し、設置に向けて市内小・中学校の空き教室の状況等を視察される予定になっております。

また、中学校統廃合問題については、今後の小・中学校の児童・生徒数の推移状況を分析し、教育委員会内部で幾つかの案を検討しているところであります。

幼稚園の預かり保育については、関係機関との調整も終わりましたので、今定例会に関係条例を提出いたしております。

社会教育・社会体育関係について。いつでも、どこでも、だれでも気軽に参加できる生涯学習や社会体育の推進につきましては、住民の要望も取り入れながら事業を展開しております。

平成17年4月より「タフな子どもを育むための実践推進事業」の推進校として、市内の小学校2校、中学校1校を2年間指定しました。この事業は、平成22年度まで9校を予定しておりますが、その成果につきましても、今後大いに期待するところであります。

文部科学省指定の人権教育総合推進地域事業も、今年が3年目の最終年度で、これまでの取り組みの成果を踏まえ市内全域で継続的な推進をしてまいります。

社会体育の推進につきましても、各地区でのスポーツ大会やコミュニティスポーツの振興や普及、そして競技力の向上に努めてまいります。

芸術文化、伝統芸能につきましても、各関係機関と連携を深めながらさらに推進を図ってまい

ります。

「原の辻遺跡」関連整備事業について。原の辻遺跡の復原整備事業については、現在、平成16年度からの繰り越し事業分について6月末を工期に進めているところであります。幸い天候にも恵まれ順調に進捗しているところであり、この体験広場を起点に、発掘現場の体験事業などにも取り組み、原の辻遺跡の一層の普及啓発につなげていきたいと考えているところであります。

また、平成17年度事業分に関しましては、国庫補助金の交付が決定次第、工事に着工できるよう準備を行っている状況でございます。

(仮称)長崎県立埋蔵文化財センター及び(仮称)一支國博物館の建設につきましては、周知のとおり、今年3月末をもって整備基本計画を策定したところでございます。

現在、民間活力の導入の可能性について、長崎県と一体となって調査研究を行っているところであり、必要な予算については、この結果を踏まえて計上していくと考えております。

なお、計画策定に当たり実施いたしました、市民説明会等における御意見を踏まえ、一般公募による住民代表者を含めた協議会を設置したいと考えております。今回、所要の予算を計上いたしております。

国指定特別史跡「原の辻遺跡」の追加指定及び普及啓発関係について。「原の辻遺跡」については、現在約16.2ヘクタールについての特別史跡としての国指定を受けておりますが、今回、東側低地部の多重環濠跡部分など、当時の生活などを解明する上で大変貴重な部分、約1.93ヘクタールについて追加指定の申請を行っていったところ、去る5月20日、国の文化審議会より答申がなされ、その後文部科学省の告示によって正式に決定となる予定でございます。

なお、今年国指定5周年の節目の年であります。この追加指定もあわせ、原の辻遺跡の一層の普及啓発に努めてまいりたいと考えているところであり、5周年記念行事については、県や観光関係の部署とも連携しながら具体的な企画運営について検討しているところでございます。

また、その一環として、来る6月18日には、赤米づくり体験事業を実施する予定であり、多くの方々の参加を呼びかけているところであります。

議員皆様方におかれましても、原の辻遺跡の普及啓発に御協力いただきますようお願いを申し上げます。

市内遺跡の発掘調査について。市内遺跡の発掘調査については、今月初めより観城跡の調査に着手したところであります。

このほか今年度は、原の辻遺跡を初め、松崎遺跡、百合畑古墳、車出遺跡を計画しております。市民の雇用の面からも大変貴重な事業となっております。

病院事業について。壱岐市民病院は、地域の医療機関や行政機関との連携を図りながら、公平、公正な医療を提供し、地域住民の健康の維持、増進を図り、地域医療の発展に貢献すること

に努めております。

経営といたしましては、地域性が必要とする小児、救急、離島医療の高度設備整備など、採算性が低い、また赤字部門を担っての経営であり、医師派遣問題、医療費の抑制など、これからの病院経営にとってはさらに厳しいものがあり、経営基盤の確立が必要であります。

また、平成16年度病院事業会計決算の概況ですが、純利益が2,330万円となっております。

市民病院の開設により、地域医療の中核病院として最新の医療機器を備えるとともに機能の充実が図られ、また災害拠点病院として、市民皆様の医療の確保に大いに寄与するものと確信いたしております。

また、懸案となっております外科医師の確保につきましては、1名は確保できましたが、あとの1名はいまだ決まっておらず、島内の医療機関の応援をいただきながらスタートいたしております。

また、開院に際して、許可権者である長崎県から薬剤師の定員不足について指摘を受けておりましたが、4月末ぎりぎり定員確保にこぎつけることができました。薬剤師確保は民間との給与格差が大きく雇用の障害となっておりますので、薬剤師に対する手当増額の条例改正案を今定例会に提出をしております。開院を機に市民皆様が主役であるということを再確認して、病院にかかわる全職員が連携して体質改善を図り、病院運営に取り組み、よりよき医療サービスの向上に努めてまいります。

なお、5月の入院患者数1日平均121人、外来患者数1日平均378人となっております。今後ともより一層の御指導、御支援を賜りたいと考えております。

かたばる病院は、5月1日の壱岐市民病院の開院に伴い、一般病床20床及び結核病床6床が移転となり、48床の療養病床として再出発いたしました。看護度の高い長期療養を必要とする高齢者等に対して、保健・医療・福祉分野との連携による一体的サービスに努めております。

診療体制では、3月31日、院長の退職後、内科医長1名の体制となっておりますが、5月23日に非常勤医師を確保し、現在は院長代理の常勤医師1名と隔週の月曜日から金曜日に診療を行う非常勤医師1名の体制となっており、また、週末当直を長崎医療センターより派遣協力をいただいております。

なお、院長の後任については、確保に努力をしてまいります。

消防本部関係について。平成17年5月20日現在の災害発生状況は、火災発生件数19件、救急出動件数579件となっており、昨年同期と比較いたしますと火災で8件の減、救急で71件の増加となっております。

消防団の統合につきましては、5月1日、壱岐文化ホールにおきまして、壱岐市消防団の結団

式を行い、初代消防団長として、旧郷ノ浦町消防団長の草合祐三氏を任命いたしております。

なお、結団後の初行事として、今月26日、芦辺町ふれあいグラウンドにおきまして、壱岐市消防団員約600名が参加する現地教養訓練を開催、部隊訓練及び分列行進を実施する予定であります。

3月及び4月の地震の発生に伴い、壱岐市の災害対策を強化するため、消防本部通信司令室、震度表示装置つき地震計を整備するため所要の経費を計上いたしております。これにより、今後、地震発生後の市民に対する情報伝達がより早期に実施できるものと確信いたしております。

以上で報告事項を終わりますが、今期定例会に提出させていただきました案件は、予算案件を初め計19件でございます。どうか十分な御審議をいただきまして、全議案につきまして御賛同賜りますようお願いを申し上げます、開会のあいさつといたします。

議長（瀬戸口和幸君） これで行政報告は終わりました。

ここでしばらく休憩します。再開は11時35分とします。

午前11時24分休憩

.....
午前11時35分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

日程第8・報告第1号～日程第31・要請第3号

議長（瀬戸口和幸君） 次に、日程第8、報告第1号平成16年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告についてから、日程第31、要請第3号「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」採択の要請についてまで24件を議題とします。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。長田市長。

市長（長田 徹君） 説明は、担当部課長よりさせますのでよろしく願いいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 財政課長。

財政課長（久田 賢一君） 報告第1号について御説明申し上げます。

平成16年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について、平成16年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

次のページをお開き願います。繰越計算書でございますが、4款の1項保健衛生費の簡易水道事業特別会計繰り出し金でございますが、三島地区簡易水道事業施設整備事業のため繰り越しをいたしております。

6款1項農業費の錦太地区基盤整備事業、それから農村総合整備事業、亀松地区ふるさと農道

整備事業、原田地区県営圃場整備事業につきましては、用地交渉の追加買収、境界確認、それから工法検討等に日数を要したために繰り越しをいたしております。

6款3項の水産業費でございます。八幡浦地域水産物基盤整備事業、八幡浦海岸保全施設整備事業につきましては真珠貝の養殖場所であり、床掘り工事による水質汚濁が発生するため、地元交渉協議に時間を要したために繰り越しをいたしております。

芦辺港ターミナルビル事業特別会計繰り出し金は、ターミナルビル事業の繰り越し並みでございます。

漁業集落環境整備事業につきましては、軟弱地盤による断面検討に日数を要したために繰り越しをいたしております。

7款1項商工費のはらほげ地蔵改修事業でございますが、観光関係者、地元、文化財課との協議に日数を要したために繰り越しをいたしております。

道路橋梁費の市道八幡芦辺線道路改良事業ほか11事業につきましては、境界確認、用地交渉、それから道路の線型決定等に日数を要したために繰り越しをいたしております。

次のページをお開き願います。8款3項の町谷川河川改修事業でございますが、自然保護工法のために、協議の日数に要したために繰り越しをいたしております。

都市計画費でございますが、市道本村元居線道路改良事業ほか2事業につきまして、用地交渉、それから事業認可申請に日数を要したために繰り越しをいたしております。

それから、6項の下水道費でございますが、下水道事業特別会計繰り出し金につきましては、公共下水道事業、これは中央処理区でございますがこれが繰り越しのために繰り越しをいたしております。

9款1項の消防費の勝本町消防団第二分団拠点施設建設事業につきましては、地盤が軟弱なために、地質調査の追加が必要となったために、設計がおくれたために繰り越しをいたしております。

10款5項の社会教育費の特別史跡原の辻遺跡保存整備事業につきましては、事業認定に日数を要したために繰り越しをいたしております。

埋蔵文化財センター一支部博物館建設事業につきましては、事業認定、それから契約、登記事務等に日数を要したために繰り越しをいたしております。

11款災害復旧費のかざはや施設災害復旧事業でございますが、設計、それから工法検討に日数を要したために繰り越しをいたしております。

大浜遊歩道災害復旧事業でございますが、特別地域による事業認可と工法検討に日数を要したために繰り越しをいたしております。

以上、32事業で繰越額の合計が7億7,404万950円でございます。

なお、繰越明許費の議決をいただいておりますが、これは事業が5月末に完了いたしましたために、起債借り入れを行っておりますので、繰り出し済みでございますので繰り越しをいたしておりません。

それから、あと市道銀台線の道路改良事業、それから市道仁駄橋線の道路舗装事業につきましては事業完了のために繰り越しをいたしておりません。

以上、報告をいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 水道課長。

水道課長（松本 徳博君） 報告第2号平成16年度吉野市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について御説明いたします。

平成16年度吉野市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。平成17年6月10日提出、吉野市長。

次のページをお願いいたします。平成16年度吉野市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書、1款総務費1項総務管理費、事業名、農村総合整備事業水道管布設替え工事、箱崎本村地区ほか4カ所を、道路改良工事のために繰り越しをいたしております。

次の2款施設整備費1項簡易水道施設整備費、事業名、三島地区簡易水道施設整備事業につきましても、海上保安庁と関係機関との調整に日数を要したために繰り越しといたしました。

続きまして、報告第3号平成16年度吉野市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について御説明いたします。

平成16年度吉野市下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。平成17年6月10日提出、吉野市長。

次のページをお願いいたします。平成16年度吉野市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書、1款総務費2項下水道建設費、事業名、公共下水道事業中央処理区。これにつきましては、処理場本体の機械電気機器の受注生産のために、納品がおくれたために繰り越しとしたものでございます。

続きまして、報告第4号平成16年度吉野市漁業集落排水整備事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について御説明いたします。

平成16年度吉野市漁業集落排水整備事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。平成17年6月10日提出、吉野市長。

次のページをお願いいたします。平成16年度吉野市漁業集落排水整備事業特別会計繰越明許

費繰越計算書、1款総務費2項漁業集落排水整備費、事業名、芦辺漁港漁業集落環境整備事業排水管路施設につきましては、進入路の工法等に工法変更が生じたために、道路工事名の変更と排水管の延長が増額となったための繰り越しでございます。

以上で、特別会計繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 水産課長。

水産課長（後藤 満雄君） 報告第5号について説明を申し上げます。

報告第5号平成16年度苓崎市芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について、平成16年度苓崎市芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。本日の提出です。苓岐市長。

次のページをお開き願います。平成16年度苓崎市芦辺港ターミナルビル事業特別会計繰越明許費繰越計算書、1款総務費2項施設整備費、事業名は、芦辺港ターミナルビル建設事業であります。これは所要の工事日数を要するために繰り越したものであります。

以上、報告を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 郷ノ浦支所長。

郷ノ浦支所長（鳥巢 修君） 報告第6号について御説明いたします。

平成16年度苓崎市水道事業会計予算の繰越計算書の報告について、平成16年度苓崎市水道事業会計予算を次のとおり翌年度に繰り越したもので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告いたします。平成17年6月10日提出。

次のページをごらんいただきます。繰越計算書についてでございますが、建設改良費の中で今宮団地配水管布設工事、これにつきましては165万9,000円、これは総延長が短くなったためこの金額になっておりますが、これは今宮団地及び取り付け道路工事の工期延長に伴いまして、布設工事の工期延長となったものであります。

2番目に、市道神ノ木線配水管布設工事、これはふるさと農道麦谷地区のところでございますが、繰越額が267万7,500円、これにつきましてもふるさと農道神ノ木地区の道路改良工事が工期延長になったため、布設工事が延長となったものであります。

以上であります。

議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 議案第51号について御説明を申し上げます。

苓崎市職員の給与に関する条例の一部改正について、苓崎市職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。平成17年6月10日提出、市長。

提案の理由でございますが、薬剤師の給与については民間との格差が大きく、その確保が困難

なため改正をするものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。壱岐市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第42条第1号中、「1万円」を「10万円」に改める。第42条は、病院に勤務する医師の手当を規定をするものでございますが、第1号は薬剤師の手当で、月額1万円を10万円に改めるというものでございます。現在の壱岐市民病院の薬剤師の初任給が17万6,600円でございます。これに前歴がある場合は加算をされるということになりますが、市内民間の薬剤師の給与とは格差が大きくて来てもらえないというのが実情でございます。したがって、手当で格差を少なくし、人材を確保したいというものでございます。

次に、議案第52号壱岐市税条例の一部改正について、壱岐市税条例を別紙のとおり改正する。平成17年6月10日提出、市長。

提案理由につきましては、所得税法及び地方税法等の一部改正に伴いまして、壱岐市税条例の一部を改正をするものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。壱岐市税条例の一部を次のように改正する。第24条につきましては、個人の市民税の非課税の範囲の条項でございます。65歳以上の者で前年の合計所得金額が125万円以下の場合には市民税が非課税であったのが、非課税の範囲から除かれるということになります。

次に、第36条につきましては、市民税の申告の条項でございますが、給与の支払いをする者が給与支払い者で、源泉徴収義務のある者については給与の支払いを受けている者が支払いを受けなくなった場合も給与支払い報告書を提出する義務を課すというものでございます。

それから、第63条、第74条につきましては、地震等に伴う長期避難に係る被災住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例に関する改正でございます。地震等によりまして被災をして、損壊をした家屋の敷地であった土地で、住宅用地として使用できないと認められた用地の場合、3年間を限度として、住宅用地とみなして課税標準の特例措置等の規定が設けられたというものでございます。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例でございますが、特例期間、所得割の免除の期間でございますが、特例期間を平成18年度までであったものを平成21年度まで期間延長するというものでございます。

附則第10条につきましては、阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の規定でございますが、これも特例期間を平成18年3月31日までであったものを平成22年3月31日まで延長するというものでございます。

附則第15条、これは特別土地保有税関係の改正でございます。現行の徴収猶予期間の周期が来た後、新たな徴収猶予の延長期間等の合計を10年間を超えない範囲としなければならないと

ということとしております。

附則第16条につきましては、土地の譲渡等に係る事業所得に係る市民税の課税の特例に関する条項ですが、条文の削除を行っております。

附則第19条関係につきましては、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例の規定でございますが、公開株式に係る譲渡所得等の課税の特例を廃止するというものでございます。

附則第19条の2につきましては、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の規定でございます。

それから、附則第20条の関係は、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰り越し損失の繰り越し控除等及び控除所得等の課税の特例の規定で、これも特例の期間を延長するというものでございます。

次に、施行期日でございますが、第1条、この条例は公布の日から施行する。

ただし書き以降の規定については、平成18年の4月1日から施行することとなります。

第2条は、市民税に関する経過措置について規定をするものでございます。第3項、第4項は、平成18年度分から個人市民税の均等割額について、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ17年1月1日現在において65歳以上であった者について、18年度の均等割「3,000円」を「1,000円」に、19年度は「3,000円」を「2,000円」に、20年度は均等割3,000円を3,000円の本則課税になるということでございます。

第5項、第6項の市民税所得割については同様に、18年度については当該額の3分の2に相当する額を控除、19年度は3分の1に相当する額を控除、20年度は所得割本則課税となるということで2年間の経過措置が設けられるということでございます。7条から9条についても経過措置が設けられるところでございます。

第3条は、固定資産税に関する経過措置の規定でございますが、新規条例中、固定資産税に関する部分について経過措置が設けられております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） ここでしばらく休憩します。再開は13時とします。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

教育次長。

教育次長兼教育総務課長（吉富 一敬君） 議案第53号について御説明を申し上げます。

壱岐市立幼稚園預かり保育の実施に関する条例の制定について、壱岐市立幼稚園預かり保育の実施に関する条例を別紙のとおり制定する。平成17年6月10日提出、壱岐市長。

提案理由、壱岐市立幼稚園において、預かり保育を実施するため、条例の制定の必要である。

このことにつまましては、昨今の少子化の現状、それから子育て支援の一環から議会での一般質問、あるいはまた保護者のニーズにより、在園時における保護者のアンケート調査を実施をいたしました。95%の回収で、62%の方々が何らかの形で実施してほしい旨回答がありました。そのような中で、関係機関、幼稚園、保育所等の協議を終え、今回実施の方向で条例を議会に提案するものでございます。

それから、この預かり保育につまましては、今年度は旧町各1園あてモデル的に施行して、次年度より本格的に実施をしようとするものでございます。

それでは、条例を御説明を申し上げます。壱岐市立幼稚園預かり保育の実施に関する条例といたしまして、第1条に目的を掲げております。この条例は、壱岐市立幼稚園の教育課程に係る教育時間の終了後、幼稚園の管理下において、希望する在園児を当該施設で預かるというようなことでございます。

第2条に用語を定めております。一時預かり保育は月に8日以内としたい。これは週に2日で月に8日以内。このことにつまましては、保育所等の一時預かり保育等にも合わせながらこの日を決めております。

次に、長期預かり保育は前号1号以外の預かり保育ということでございます。

それから、やる実施基準、第3条でございますが、この預かり保育の実施は、幼稚園の設置条例に基づきまして、幼児教育を受けている幼児の保護者が次のいずれかに該当することで預かり保育をしますというようなことでございます。それを1号から6号まで定めております。

次に、第4条、預かり保育料の額でございますが、別表1に定めております。次のページの一番下でございますが、第4条関係、長期預かり保育につまましては、1人当たり1万円、定額の現在幼児教育をしております分につまましては月額4,200円ということになりますので、長期預かり保育を希望される方につまましては月額1万4,200円ということになります。それとあわせて一時預かり保育につまましては、1人当たり1日1,200円というようなことでございます。この料金設定につまましては保育所の保育料の定めております要件、あるいはまた幼稚園等で預かりをいたします臨時職員の人件費とかおやつ代、あるいは光熱費等を合わせて1人当たり1万円、あるいは1,200円と定めております。

次に、そのページの上の方になりますが、第5条としまして保育料の納入の方法とか期限を出しております。一時預かり保育の保育料の納入は5日といたしておりますが、先ほど申しましたように週に2回、月に8日以内、突発的、急に病院に行くとかPTAの会に行かなあいかんとか

旅行をすることによってというようなことで一時預かりをされた方につきまして5日以内。例えばきょう預かりをいたしますと土曜日曜は除くような形で考えておきまして、平日の5日以内に納付をしていただくようなことで定めさせていただきます。

次に、第6条ですが、納付期限の猶予ということで、2カ月を超えない範囲で納入をしていただくというようなこと。ただし、次の1号から3号による場合はまたその限りでないというようなことでございます。そして、生活保護法等々によって生活保護を受けるようになれば、保育料のまた免除とかいろいろするようになっております。

そして、附則として、この条例は今年の9月1日から実施をするというようなことでございます。

そして、実施に関しましては、施行規則を設けて、夏休み期間中に入所希望者の募集を行い、9月1日から実施をしたいというようなことで考えております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 消防長。

消防本部消防長（山川 明君） 議案第54号について、説明いたします。

壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について、壱岐市消防関係手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。平成17年6月10日提出、壱岐市長。

提案理由でございます。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部改正に伴い、浮き屋根式屋外タンク貯蔵所の設置許可申請等に関する手数料について、新規規定されたため改正の必要がございます。

次のページをお願いします。壱岐市消防関係手数料条例の一部を改正する条例でございます。

以下、ここに記載のとおりでございます。

次に、議案第55号について御説明申し上げます。

壱岐市火災予防条例の一部改正について、壱岐市火災予防条例の一部を別紙のとおり改正する。平成17年6月10日提出、壱岐市長。

提案理由でございます。消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律等が公布され、指定数量未満の危険物及び指定可燃物等の取り扱いについて、「貯蔵し、または取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準」を市町村条例で定めることとしたこと並びに再資源燃料が指定可燃物の品名に追加されたこと、住宅用防災機器の設置及び維持に関する事項及び燃料電池発電設備が新たに対象火気設備等として位置づけられたこと等により、火災予防条例の一部を改正する必要がございます。

次に、ページ打っておりますので4ページをお開きください。4ページの上から3行目ござ

います。3章の2というふうにあります。住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等ということで、以下、条文の中で説明をいたしておりますが、要約しますと、一般住宅の火災 住宅用の防災警報器が今後設置が必要となってくるということでございます。これは一般住宅における消費者対策が主な理由でございます。

次に、ページ20ページの附則の欄でございます。施行期日で第4条になりますが、ただいま申し上げました住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等につきましては平成18年6月1日が施行月日でございます。

また、次のページでございますが、第5条で、一般的に既存住宅と言いますけれども、現在ある住宅につきましては平成21年の5月31日までは適用しないということでございますので、平成21年6月1日からは条例の適用を受けるとということでございます。

以上で説明を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 財政課長。

財政課長（久田 賢一君） 議案第56号について説明いたします。

平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出予算の補正で、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,560万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212億5,260万円とします。

第2条は地方債の補正で、地方債の変更は、第2表地方債補正によります。

次に、6ページをお開き願います。第2表地方債補正でございますが、変更で一般公共事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、それから、次のページの土木債につきまして変更いたしております。詳細につきましては歳入のところで御説明申し上げます。

次に、12ページをお開き願います。2歳入の12款1項分担金の3林業費分担金でございます。これは3月20日の地震によります自然災害防止事業2カ所分の事業費900万円の10分の1を計上いたしております。

13款1項使用料の幼稚園使用料でございますが、9月から予定をいたしております預かり保育料として月120名の7月分を計上いたしております。

14款2項の消防費補助金でございますが、これは防火水槽の建設補助金でございますが、当初は林野型で5基分を計上いたしておりましたが、県のヒアリングにおきまして耐震型への変更指導がございましたので、今回耐震型貯水槽として4基分を追加いたしております。

それから、小学校費補助金36万6,000円でございますが、これは三島小学校の6年生の修学旅行費の補助金でございます。

15款2項県補助金のうち総務費補助金、21世紀まちづくり推進総合支援事業補助金でございますが、勝本町の美しいまちづくり事業分として歴史的建造物の調査分の追加内示があつてお

りますので60万円を計上しております。

それから、「時空(とき)を翔るシルクロード・吉岐」観光宣伝事業補助金として400万円を計上いたしております。

林業費補助金は、分担金のところで説明いたしました2カ所分の補助金でございます。

3水産業費補助金752万円でございますが、漁業集落環境整備事業費補助金でございますが、2号集落道の地質調査、歩道橋設計増のため追加をいたしております。新規就業促進事業費補助金は、マリンカレッジ等の推進事業の補助金でございます。

次の農地災の補助金でございますが、これは16年災の繰越し事業分でございます、農地9カ所、施設7カ所分を計上いたしております。

次のページでございますが、18款の繰入金でございます。補正用の財源といたしまして財政調整基金を1億6,000万円繰り入れております。

教育振興基金の42万円でございますが、これは渡良小学校の教育振興基金で、剣道防具の購入財源として繰り入れております。

繰越金が6,528万3,000円補正財源として追加をいたしております。

なお、平成16年度の決算によります繰越額でございますが、5億6,691万7,000円の見込みでございます。

次に、雑入でございます。200万円。これは、地域社会振興財団から「スポーツフェスティバル2005 in いき」の開催に対する交付金でございます。

21款市債でございます。一般公共事業債340万円は、漁業集落環境整備事業分、集落道整備事業費の増による追加でございます。辺地対策事業の240万の減額は、これは漁業集落環境整備事業分で集落道整備への組み替えによる減額でございます。過疎対策事業債でございますが、防火水槽の林野型から耐震型への変更による増でございます。自然災害防止事業債は、自然災害防止事業の2カ所分の360万円を計上いたしております。

次のページをお開き願います。2款1項総務管理費の一般管理費、8の報償費16万3,000円は、17年の3月に退職をいたしました嘱託職員の退職慰労金を計上いたしております。

企画費の11の需用費と12の役務費でございますが、これはバスカードのケース購入費、それから郵便料を計上いたしております。

13委託料でございますが、ホームページの作成更新委託料でございます。携帯から市のホームページが閲覧可能とするため、また市民の質問に対し1カ所で回答できるコールセンター機能を果たすために更新をするものでございます。

19節でございます。21世紀まちづくり推進総合支援事業の補助金でございますが、一支國歴史発見事業の補助金として250万円、第3回のウインドサーフィン大会の補助金として

145万円を計上しております。

次の2款4項の選挙費でございますが、市議会解散投票費といたしまして2,066万円を計上いたしております。

次のページをお開き願います。4款1項の28繰り出し金でございますが、簡易水道事業の施設改修等充当財源として652万4,000円追加をいたしております。

4款2項1報酬の一般廃棄物処理基本計画検討委員報酬でございますが、委員会の開催回数が増によりまして追加をいたしております。

6款1項の農業費でございますが、ここはふるさと農道亀松地区において工法変更、これは地滑り対策でございますが、これによりまして建物移転補償費等の経費が必要となりましたので、予算の組み替えをいたしております。

次の6款2項林業費でございます。ここは自然災害防止事業の2カ所分でございますが、中野郷、岩谷地区、箱崎江角岩野地区の2カ所分を計上いたしております。

次のページをお開き願います。6款3項2水産業振興費でございますが、マリンカレッジ推進事業でございます。漁業経験のない地元の小学生、中学生を対象に稚魚放流、漁業体験等を実施する事業として100万円を計上いたしております。内容は、8節の報償費、11の需用費、12の役務費、14節、それから16節でございます。

15節の工事請負費でございますが、吉岐栽培センターの取水管の布設工事費でございますが、これは平成16年度に据えつけができませんでしたので、県が今年4月に発注をするために今回計上するものでございます。

次の漁港漁場整備費でございます。八幡浦漁港の分で、県のヒアリングによりまして事業内容に変更が生じたので、予算の組み替えをいたしております。

次の漁業集落環境整備費でございます。2号集落道について地質調査、歩道橋設計の必要が生じたので、特別会計から組み替えをいたしております。

なお、15節の工事費は単独の工事でございますが、3号集落道の取り付け道路の改良工事費100万円を計上しております。

次、7款1項商工費でございます。11の需用費52万5,000円は石田のレストハウスの高圧ケーブルの修繕料を計上しております。

13委託料の中で海水浴場監視委託料、2行飛びまして海水浴場の管理委託料につきましては、大学の休みが今年から1カ月伸びることに伴いまして、試験的に筒城浜の海水浴場のみを1カ月間延長するための委託料等を計上いたしております。

それから、21世紀まちづくり推進総合支援事業委託料の963万3,000円でございますが、「時空(とき)を翔るシルクロード・吉岐」観光宣伝事業。内容は福岡の観光物産展、九州

国立博物館での観光PR事業、歴史、観光のモニターツアーの委託料として800万円を計上しております。

それから、勝本町の美しいまちづくり事業分で、歴史的建造物の調査委託料として163万3,000円を計上いたしております。

それから、一番最後の行の地域再生計画作成委託料でございますが、県内の4離島、壱岐・対馬・五島・上五島で作成するための委託料を計上いたしております。

それから、15工事請負費でございますが94万円、これは串山キャンプ場の休憩棟が壊れておりますので、解体の工事費を計上しております。

16の原材料費は、海水浴場の延長によりますクラゲネットの補修材料代でございます。

19節90万円は、「ボーダージャム2005IN壱岐」の交流事業補助金でございます。これは7月30日に予定をされております壱岐・対馬、韓国のプロアマコンサートの開催補助金でございます。

次のページをお開き願います。8款2項の道路橋梁費でございます。3目の道路橋梁新設改良費でございますが、1億3,372万9,000円、これは市道沖ノ丸線ほか22路線を計上いたしております。

次に、8款4項港湾費の19節でございますが、300万円。郷ノ浦町の鋸崎地区野積み場管理用砂飛散防止スプリンクラー専用タンク更新補助金を計上しております。

9款1項の消防費でございます。常備消防費の備品購入費199万5,000円でございますが、地震発生と同時に防災無線により住民への情報伝達を行うため、消防署に計測震度計を設置するものでございます。

次の工事請負費233万円は、林野型から耐震型への変更による追加でございます。防災費の備品購入費223万円1,000円、庁用器具費は石田支所の防災行政無線室のエアコン故障による取りかえ購入費でございます。機械器具費は、芦辺支所の防災行政無線が自動録音ができない状況になっておりますので、操作卓自動プログラム取り出し装置を購入するものでございます。

次のページをお開き願います。災害対策費でございます。9節の旅費と12の役務費でございますが、地震体験者搬送費用を計上いたしております。一応7月と11月の2回の実施予定でございます。11の需用費の修繕料25万2,000円は、旧石田町消防団の格納庫で、地震によるひび割れのための解体の修繕料を計上しております。

次、10款1項の教育指導費の9旅費でございますが、ALTの帰国旅費、渡航旅費を1名分追加計上いたしております。

10款2項小学校費の18備品購入費でございます。42万円は渡小の教育振興基金繰り入れによります剣道防具10組の購入費でございます。20の扶助費55万円は、三島小学校の修学

旅行費の補助金でございます。

10款3項中学校費12役務費でございますが、これは箱中の耐震検査手数料を計上しております。

10款4項の幼稚園費でございます。預かり保育の実施に伴います費用といたしまして、7賃金の中の教諭雇い賃金、11の需用費、18の備品購入費を計上いたしております。

次のページをお開き願います。10款5項1目の19節でございます。30万円は芦辺町文化協会の30周年記念事業補助金として30万円を計上しております。

青少年育成費旅費14万円は、壱岐、対馬、佐渡の中学生野球交流事業の引率旅費を計上しております。

4の公民館費でございますが、花いっぱい運動補助金として6地区分を計上しております。

6の文化財保護費でございますが、行政報告にございました協議会の設置費用として86万6,000円を計上しております。

10款6項の保健体育費でございますが、19節で200万円、これは10月の29、30日に予定をされておりますニュースポーツフェスティバルの開催補助金を計上しております。

10款7項の学校給食費でございますが、11の需用費147万9,000円は、勝本の給食センターの給水ポンプ等の修繕料を計上しております。

それから、次の学校給食施設整備費997万6,000円でございますが、来年に建設を予定をいたしております旧郷ノ浦町の給食センター建てかえの設計委託料を計上いたしております。

次のページをお開き願います。11款の災害復旧費でございますが、3月の20日の地震による災害復旧費を計上いたしております。

まず、農林水産施設災害復旧費の漁港施設でございますが、八幡浦、山崎、七湊の測量設計業務委託料を計上いたしております。

次、11款2項の公共土木施設災害復旧費では、市道諸吉中央線の防護さく、市道大石新町1号線、これは吸い出し防止工事でございます。それと、市道田町吉ケ久保線でございます。の3路線の復旧費を計上しております。公営住宅の災害復旧費では、八幡団地のブロック塀の復旧工事費を計上いたしております。

次に、11款3項の文教施設でございます。1目の学校施設災害復旧費では、11の需用費で盈小校舎、それから体育館、箱中の校舎、武中の校舎、それから初中的の体育館、田河中学校の校舎、道路等の復旧費を計上いたしております。

社会教育施設災害復旧費では、箱崎地区公民館、芦辺地区公民館の災害復旧費を計上しております。

次の体育施設災害復旧費では、B & Gプールの浄化槽の修理代を121万8,000円計上い

たしております。

次のページをお開き願います。11款4項の公共公用施設災害復旧費では、芦辺支所庁舎の外壁等の工事費を計上いたしております。

以上で説明終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 水道課長。

水道課長（松本 徳博君） 議案第57号平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成17年度壱岐市の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ913万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億677万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成17年6月10日提出、壱岐市長。

次のページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正につきましては記載のとおりでございます。

5ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、歳入を5ページに、歳出を6ページに記載しております。

8ページをお願いいたします。2歳入、5款繰入金1目1一般会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金として652万4,000円の追加をお願いいたしております。

7款諸収入1目雑入といたしまして、工事補償金261万4,000円の追加をいたしております。

10ページをお願いいたします。3歳出、1款総務費2目施設管理費13節委託料といたしまして、施設管理業務委託料の増額92万2,000円の追加をいたしております。これは郷ノ浦支所管内の渡良、三島の3人分の委託料でございます。

15節工事請負費821万4,000円でございますが、まず水道管布設替補償工事請負費の増額につきましては、市道の改良工事によるもので4カ所計画いたしております。

次の簡易水道施設改修工事請負費増につきましては、石田支所管内の浄水場におきます計測器類の修理を予定しております。

以上で議案第57号平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、議案第58号平成17年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成17年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,060万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,511万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条地方債の変更は、第2表地方債補正による。平成17年6月10日提出、壱岐市長。

補正の目的でございますが、芦辺漁港漁業集落環境整備事業において、一般会計分の2号集落道の地質調査、歩道橋設計が増額となることから、その増額分を特別会計から減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正につきましては起債のとおりでございます。

4ページをお願いいたします。第2表地方債補正、1、変更、起債の目的。下水道事業債、下水道事業債の補正後の限度額を1億6,480万円といたしております。理由は、工事費の予算を一般会計への組み替えをしたための減額でございます。

次に、歳入歳出補正予算、事項別明細書につきましては、歳入を5ページに、歳出を6ページに起債しております。

8ページをお願いいたします。2歳入、4款繰入金1項一般会計繰入金1目一般会計繰入金172万6,000円の減額をいたしております。

7款市債1目下水道事業債の240万円の減額につきましては、漁業集落環境整備事業の工事費予算の組み替えをしたための減額であります。

8款県支出金1項県補助金1目漁業集落排水整備事業費補助金648万円の減額につきましても、工事費の補助予算組み替えによるものでございます。漁業集落環境整備費補助金540万円の減額、漁村生活環境整備事業費交付金108万円の減額といたしております。

10ページをお願いいたします。3歳出、2款漁業集落排水整備事業費1目施設整備費の減額につきましては工事内容の変更に伴うものでございます。

11節需用費10万6,000円の減額、15節工事請負費1,050万円の減額につきましては、一般会計の集落道事業の補助金基本額の確保のために工事費を減額するものであります。

以上で議案第58号平成17年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 郷ノ浦支所長。

郷ノ浦支所長（鳥巢 修君） 議案第59号平成17年度壱岐市水道事業会計補正予算（第

1号)について御説明いたします。

総則で第1条、次に定めるところによる。第2条で資本的収入及び支出についてですけれど、予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入のところでは負担金当初予算434万2,000円、今度の補正額でございますけれど、769万5,000円、合計1,203万7,000円、支出の方では建設改良費が3,427万円、今度の補正が769万5,000円、合計4,196万5,000円、平成17年6月10日提出ということで、次の4ページをお開き願います。

工事負担金のところでは、ごらんのように実施計画書で、4ページは実施計画書でございますが769万5,000円の補正。それから、支出の方では配水設備改良費、同じく769万5,000円、右の方が、5ページが資金計画でございます。事業収益、これは移転補償費でございますが769万5,000円、建設改良費が769万5,000円、差し引きはゼロということになります。

次の6ページ、貸借対照表でございますが、ここで変わっておるところが構築物、そして合計のところでは補正後の金額となっております。右のページ、資本の部では工事負担金のところが変わっております。合計も変更になっております。

次の8ページ、9ページでございます。工事負担金、収入の方でございますが、配水管移転補償費追加ということでございますが、これは3路線でございます。上町元居線の改良工事、工事費が61万円と見ております。それから、聖母田線の改良工事61万円、これはいずれも50メートルの延長でございます。それから小林線の改良工事185メートルで647万5,000円ということで移転補償費、それと、同じ金額、工事請負費で支出の部で追加をいたしております。

以上で説明を終わります。

議長(瀬戸口和幸君) 総務部長。

総務部長(松本 陽治君) 議案第60号について御説明を申し上げます。

姉妹都市の提携について、本市は長野県諏訪市と姉妹都市の提携をするものとする。平成17年6月10日提出、壱岐市長。

本件につきましては、先ほど市長が行政報告で申し上げましたように、長野県諏訪市と旧勝本町が河合曾良翁の生誕の地と終焉の地という縁を通じて、平成元年から交流が始まり、平成6年5月には友好都市の提携がされ、友好と親善を深めてこられました。

壱岐市といたしましても、この友好関係を継承をいたしまして、さらに人的、物的交流を深めてまいりたいということで姉妹都市の提携を行うものでございます。

諏訪市におかれましては、壱岐市の姉妹都市提携の申し入れに対し快諾をいただきまして6月議会に提案の運びとなっておりますので、ぜひ御承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 産業経済部長。

産業経済部長（喜多 丈美君） 議案第61号について御説明を申し上げます。

新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、地方自治法第9条の5第1項の規定により、本市内に新たに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を次のとおり変更する。本日の提出でございます。

提案理由といたしまして、地方自治法第9条の5第1項及び260条第1項の規定に基づき議会の議決が必要であります。

次のページでございます。1といたしまして、吉岐市石田町印通寺浦字君ヶ浦196の17地先、面積が179.03平方メートル、編入する区域としては字君ヶ浦でございます。次のページに位置図を書いております。旧フェリー発着所のところに用地を設けています。現在給油施設があるところでございます。

以上、61号については終わります。

次に、62号でございますが、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について。条文は省略させていただきたいと思いますが、次のページに、1といたしまして、吉岐市郷ノ浦町初山東触字花川1587の7及び1588の11地先並びに1588の5に隣接する道路地先でございます。面積が252.84平米、編入する区域として字花川、これは船揚げ場の用地でございます。次に位置図をつけております。

それから、議案第63号公有水面埋立について、下記地先の公有水面埋め立て免許の出願に係る意見について、異議のない旨長崎県知事に答申したので、公有水面埋め立て法第3条第4項の規定により議会の議決を求める。本日の提出でございます。

埋め立て位置、長野県吉岐市郷ノ浦町大島字大泊632番5の地先公有水面、埋め立て面積、52.92平米、埋め立て用途は護岸用地でございます。

提案理由といたしましては、公有水面埋め立て法第3条第1項の規定により意見を求められたので、公有水面埋め立て法第3条第4項に基づき、議会の議決が必要であります。

次のページに位置を掲げておりますが、現在用地を埋め立てておるわけですが、護岸の部分について今回申請をするものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長（瀬戸口和幸君） 以上で、市長提出議案に対する説明を終わります。

日程第27、陳情第2号パートタイム労働者の均等待遇実現を求める陳情についてから、日程第31、要請第3号「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」採択の要請についてまで、5件については、お手元に写しを配付をいたしておりますので、説明にかえさせていただきます。

議長（瀬戸口和幸君） 以上で本日の日程は終了いたしました。これで散会いたします。

午後 1 時44分散会